

## 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する運営細則

令和3年4月1日 Rev. 2.00

## 目次

1. 総則 .....	1
1.1 目的.....	1
1.2 適用範囲 .....	1
2. 認証業務.....	1
2.1 組織.....	1
2.2 認証申請 .....	1
2.3 認証業務の流れ .....	1
2.4 申請者が製品開発元またはサービス運用事業者で無い場合の取り扱い .....	1
2.4.1 OEM 製品 .....	1
2.4.2 他社製品を組み込みまたは連携させている製品 .....	1
2.5 国税庁への情報提供 .....	2
2.6 国税庁への情報提供内容.....	2
3. 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証の有効範囲.....	2
3.1 関係法令改正 .....	2
3.2 認証有効期間 .....	2
3.3 ソフトウェアの変更 .....	2
附則ー 1 .....	3
改訂履歴 .....	3

## 1. 総則

### 1.1 目的

この規程は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下、「協会」という。）が「電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証に関する基本規程」の基に、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度の業務を行うために必要な組織並びに認証業務の運営の方針および手順について定めるものである。

### 1.2 適用範囲

本認証制度は日本国内にのみ適用するものであり、電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証基準（以下、認証基準という。）に合格したスキャナ保存ソフト（以下、認証製品という。）が国外に販売された場合は、協会は関知しない。

## 2. 認証業務

### 2.1 組織

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会（以下、認証審査委員会とする）、評価機関および事務局より構成する。

### 2.2 認証申請

認証申請は、所定の形式の申請書に、日本語で書かれたものに限定する。

### 2.3 認証業務の流れ

認証業務の流れを図－1（本審査）、図－2（更新審査）及び図－3（再審査）に示す。

### 2.4 申請者が製品開発元またはサービス運用事業者で無い場合の取り扱い

#### 2.4.1 OEM 製品

申請者以外の企業が開発したスキャナ保存ソフトを、自社ブランド製品または自社サービスとして販売している場合で、そこで使用している製品が、すでに認証製品と同じであっても、同一製品またはサービスとみなさない。

#### 2.4.2 他社製品を組み込みまたは連携させている製品

他社開発ソフトを自社開発のスキャナ保存ソフトに組み込みまたは連携させている場合、自社開発ソフトとして認証を受けることができる。

ただし、当該スキャナ保存ソフトが認証を受けても、そこで使用している他社開発ソフトは認証されたとみなさない。

## 2.5 国税庁への情報提供

協会は、国税庁との「情報提供に関する協定書」に基づき、認証製品の製品名等（以下、「認証情報等」という。）を認証審査終了後に国税庁へ提供するものとし、認証製品の開発会社またはサービス運用会社（以下、「被認証組織」という。）は、この情報提供に同意するものとする。なお、協会と国税庁とは、当該協定書の「目的外使用の禁止等」の条項で、「認証情報等」の目的外使用等を禁止しているものとする。

## 2.6 国税庁への情報提供内容

協会が国税庁に提供する「認証情報等」の内容について次のとおりとする。

- ①認証製品の製品名（ソフトウェア名）、バージョン、メーカー名、認証番号、認証年月日、認証有効期限、その他製品を特定するために必要な情報
- ②認証審査が終了した時点の製品マニュアル、取扱説明書等
- ③認証審査が終了した時点の機能チェックリスト、およびその他参考となるべき情報。

## 3. 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証の有効範囲

### 3.1 関係法令改正

本認証は、電子帳簿保存法および関係法令の改正年度毎に審査を行う。

電子帳簿保存法および関係法令が改正された場合、再度本審査を受ける必要がある。

### 3.2 認証有効期間

本認証は、3年間有効である。認証有効期間を越えた場合は更新審査を受ける必要がある。

### 3.3 ソフトウェアの変更

認証時の機能維持は、「被認証組織」の責任で行う。

本認証は、認証を受けたスキャナ保存ソフトの認証基準に係わる機能仕様が変更された場合、無効となり、被認証組織は更新審査を受けなければならない。この仕様変更には、認証基準に係わらない変更（機能の追加変更、マニュアル改訂、動作環境の追加変更、機能が正常に動作するための修正、パッケージデザイン、梱包形態の変更など）は含まない。

## 附則一

この規程は、平成 28 年 08 月 15 日より施行する。

## 改訂履歴

日付	内容
平成 28 年 08 月 03 日	初版
平成 31 年 09 月 02 日	「国税庁への情報提供」等の条項追加及び一部文言追加・訂正
令和 3 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電子帳簿保存法対応ソフトの認証対象追加による、基本規程名称変更による改訂</li><li>・ 認証有効期間を 5 年間から 3 年間に変更し他の認証と統一</li><li>・ ソフトウェア改訂履歴の提出を削除</li><li>・ 日付を和暦に修正</li><li>・ 文書名を規程から細則に変更</li></ul>

図-1 認証業務フロー（本審査）

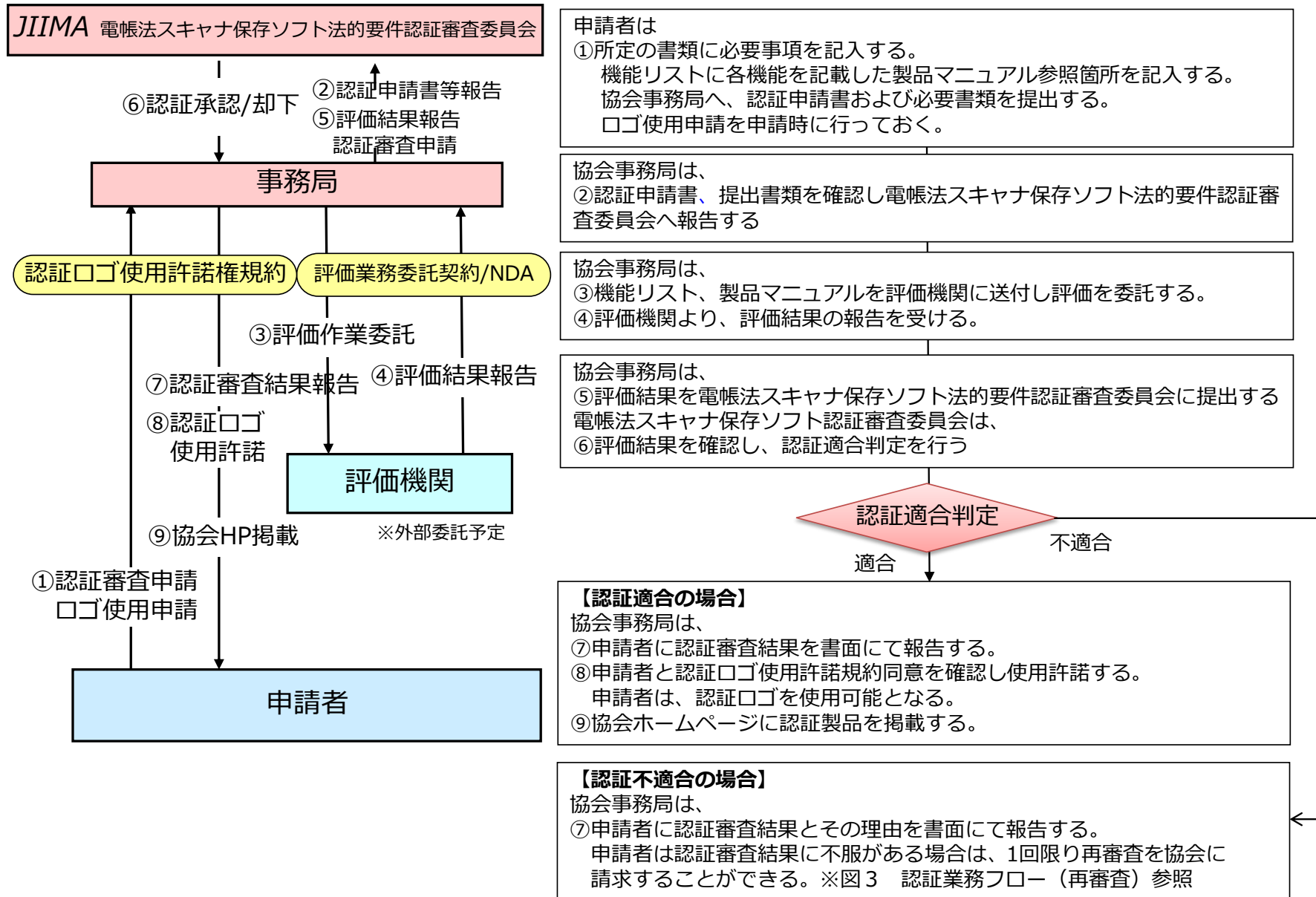


図-2 認証業務フロー（更新審査）

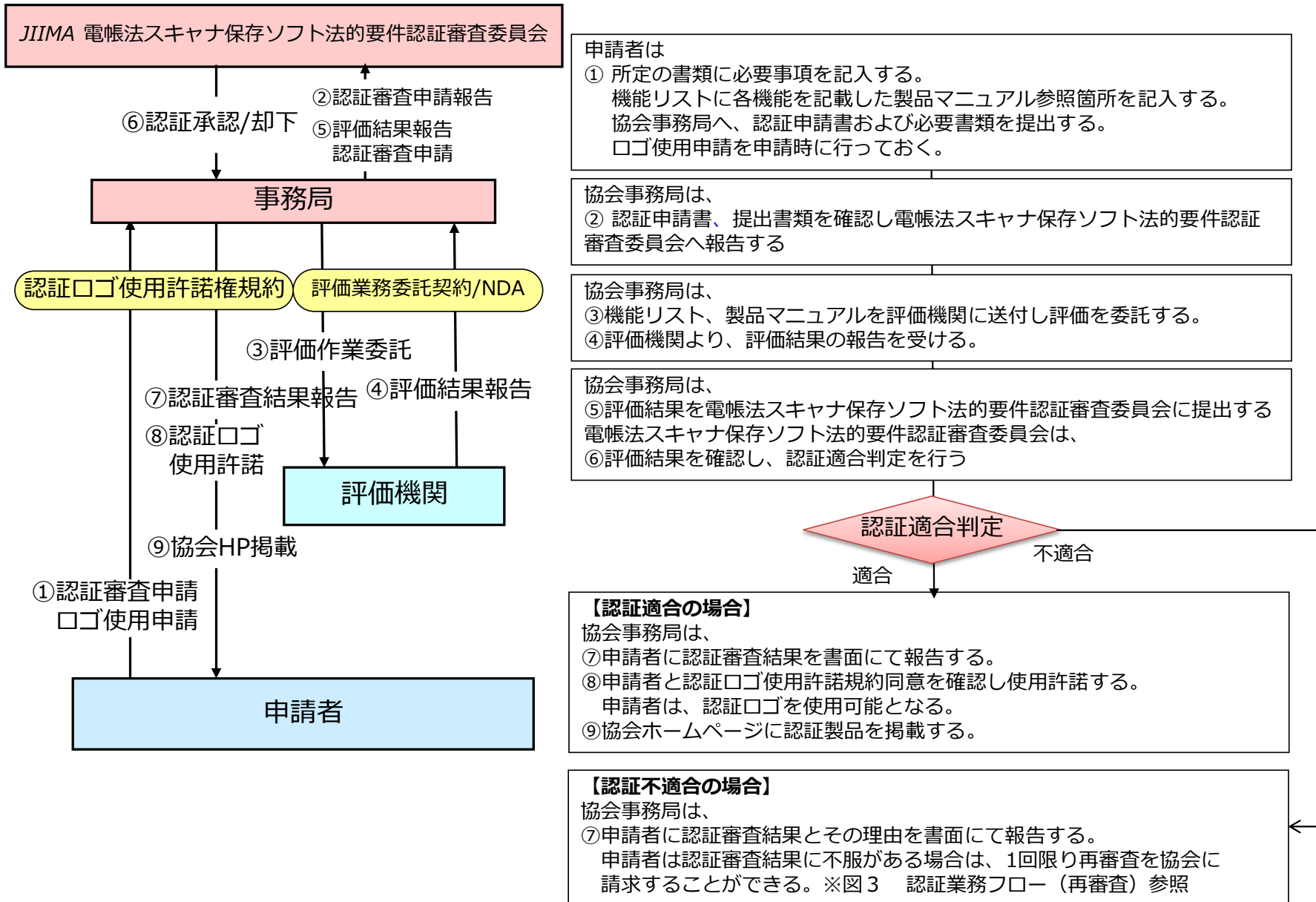


図-3 認証業務フロー（再審査）

